

令和 2 年 3 月 前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和 2 年 3 月 1 6 日 (月曜日) 1 2 時 5 8 分 ~ 1 7 時 0 5 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 令和 2 年 2 月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 組織改正等、令和元年給与勧告及び給与条例等改正に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正 () により、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の号給が増設されることに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行う必要がある等のため。

令和元年 11 月議会で可決・成立 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

2 改正の内容

(1) 号給の増設に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正することとした。

(別表第 28 の 7、別表第 28 の 8、別表第 28 の 8 の 8 及び別表第 28 の 8 の 9 関係)

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年4月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため。

2 改正の内容

(1) 職の新設に伴うもの

・佐賀県行政組織規則第22条第2項に規定する政策調整監 2種 等 6件

(2) 職の廃止に伴うもの

・総合看護学院副院長

(3) 区分の変更に伴うもの

・総務部 自治修習所長(2種 3種) 等 3件

3 施行期日

令和2年4月1日

(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年4月1日付け組織改正等並びに佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員に、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づき期末手当が支給されることとなる職員を追加することとした。(第2条関係)

(2) 期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員について、佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)第22条第2項に規定する政策調整監及び税政総括監を追加することとした。(第4条の4関係)

(3) 令和2年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改めることとした。(第12条関係)

(4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

(4) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

令和2年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行(R元.12)	改正案
再任用職員以外	特定幹部職員以外の職員	97.5/100	95/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	117.5/100	115/100
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	45/100	改正なし
	特定幹部職員(副部長級以上)	55/100	改正なし

2 適用日

令和2年4月1日

(5) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和2年4月1日付け組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	政策部	政策調整監(甲)	8級	職の新設
		政策調整監(乙)(特に困難)	7級	
		政策調整監(乙)	6級	

知事	政策部	さがデザイン推進監（特に困難）	7級	職の新設		
		さがデザイン推進監	6級			
	政策課	政策調整監（困難）	7級	職の廃止		
		政策調整監	6級			
	消防防災課	航空運用調整主幹（特に困難）	5級	職の廃止		
		航空運用調整主幹	4級			
	危機管理防災課 防災航空センター準備室	運航安全管理監（特に困難）	7級	職の新設 消防防災課を危機管理防災課に改称		
		運航安全管理監	6級			
		隊長（困難）	5級			
		隊長	4級			
		副隊長（困難）	4級			
		隊員（甲）（困難）	4級			
		副隊長	3級			
		隊員（甲）	3級			
		隊員（乙）	3級			
		隊員（丙）（高度）	2級			
		隊員（丙）	1級			
	総務部	税政総括監	8級	職の新設		
	自治修習所	所長	8級	職の廃止	副部長級 課長級	
		所長（困難）	7級	職の新設		
所長		6級				
図書館	室長	5級	職の廃止			
	室長	4級				
保健福祉事務所	所長（鳥栖）	8級	職の廃止	副部長級 課長級		
	所長（伊万里）	8級	職の新設	課長級 副部長級		
総合看護学院	副学院長（困難）	7級	職の廃止			

知事	総合看護学院	副学院長	6級	職の廃止
		事務長（困難）	5級	
		事務長	4級	
教育委員会	学校教育課 生徒支援室	室長（困難）	7級	職の新設
		室長	6級	
		副室長（困難）	5級	
		指導主幹（特に困難）	5級	
		副室長	4級	
		指導主幹	4級	
	学校教育課 教育情報化支援室	室長（困難）	7級	職の廃止
		室長	6級	
		副室長（困難）	5級	
		指導主幹（特に困難）	5級	
		副室長	4級	
		指導主幹	4級	
	学校教育課 全国高総文祭 推進室	室長（困難）	7級	職の廃止
		室長	6級	
		副室長（困難）	5級	
		副室長	4級	

(2) 研究職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	上場営農センター	副所長	4級	職の追加

(3) 医療職給料表（一）級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	医務課	地域医療支援主幹（特に困難）	3級	職の廃止
		地域医療支援主幹	2級	

(4) 医療職給料表(三) 級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	総合看護学院	副学院長	6級	職の廃止
		教務部長	5級	
		教務主幹	5級	
		教務主任(困難)	5級	
		主任教員(困難)	5級	
		教務主任(相当困難)	4級	
		主任教員(相当困難)	4級	
		教務主任	3級	
		主任教員	3級	

3 適用日

令和2年4月1日

(6) 初任給調整手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

令和2年4月1日付け組織改正に伴い、初任給調整手当に関する規則第2条第1項第2号に定める医師及び歯科医師の職のうち、人事委員会が認めるものとしている職から総合看護学院に置かれる職を削除する。

2 適用日

佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例(案)の施行の日

(7) 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県立総合看護学院の廃止に伴い、係長級の職にある職員のうち、期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算が100分の10となる職員として人事委員会が認める職員から、

総合看護学院の教務主任を削除する。

2 適用日

佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（案）の施行の日

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（以下「条例」という。）の一部改正（ ）により、新たに発生することが見込まれる航空機に搭乗して行う作業等を行った職員に対し特殊勤務手当を支給されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

改正条例（案）は令和2年2月定例県議会に提案中

2 改正の内容

- (1) 佐賀県立総合看護学院の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。（第3条関係）
- (2) 防疫等作業手当の支給対象となる作業に「豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は捕獲現場等の消毒の作業」を追加することとした。（第6条関係）
- (3) 条例第7条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める感染症に「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」を追加することとした。（第6条関係）
- (4) 用地交渉従事手当について、条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員に企業立地課に勤務する職員を追加することとした。（第30条関係）
- (5) 航空機搭乗作業手当について、支給対象となる作業及び手当の額等について定めることとした。（第30条の4関係）
- (6) 爆発物の処理作業に係る警務作業手当の額は、処理作業に従事した爆発物1件につき5,200円とすることとした。（第31条関係）
- (7) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和2年4月1日

((1)については佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（案）の施行の日から、(2)及び(3)については公布の日から施行し、(3)は令和2年2月1日から適用)

4 防疫等作業手当の運用についての制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の内容

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第6条第3項の「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」として、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）で指定された新型コロナウイルス感染症を定めることとした。

2 適用日

令和2年2月1日

なお、適用日以後同日から起算して1年を経過する日（令和3年1月31日）までとする。

5 警務作業手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（以下「規則」という。）の一部改正に伴い、警務作業手当（航空機搭乗作業）（規則第31条第18項）の「特に危険又は困難を伴うと人事委員会が認める業務」について、新設される航空機搭乗作業手当（規則第30条の4第3項）の規定に合わせる等とする等の改正

2 適用日

令和2年4月1日

6 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の規定により派遣される職員の派遣先となる団体について、追加及び削除をするため。

2 改正の内容

（1）派遣先団体に、「学校法人旭学園佐賀女子短期大学」（ ）及び「学校法人東明館学園」を追加することとした。（別表第1関係）

（2）派遣先団体として定める必要なくなった公益財団法人佐賀県教育文化振興財団ほか14団体について、削除することとした。（別表第1及び別表第2関係）

なお、別表第1への学校法人旭学園佐賀女子短期大学の追加については、令和元年12月27日臨時委員会で承認済であるが、公報登載が未了であるため、今回の改正分と併せた改正案としている。

○別表第1（第2条関係）

区分	削除	追加
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団 公益財団法人佐賀県国際交流協会 公益財団法人佐賀県健康づくり財団 公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団 公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	
条例第2条第1項第3号に掲げる団体	佐賀県信用漁業協同組合連合会 社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院 放送大学学園 学校法人大隈記念早稻田佐賀学園	学校法人東明館学園
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	一般財団法人佐賀県教職員互助会 一般社団法人佐賀県計量協会 一般社団法人地方税電子化協議会 全国知事会	

○別表第2（第5条関係）

区分	削除	追加
条例第11条第1号に掲げる法人	佐賀ターミナルビル株式会社	
条例第11条第2号に掲げる法人	株式会社サガンドリームス	

3 施行期日

令和2年4月1日

7 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

【説明】

1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する規定が整備されたこと、及び休憩時間の一斉付与適用除外手続きの見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 休憩時間の一齐付与適用除外に係る規定を改正し、次のとおり手続きを見直すこととした。(第3条の2関係)

(改正前) 人事委員会が休憩時間を一齐に与えないことができる公署を決定(第1項)
任命権者は休憩時間を一齐に与えないこととする職員の範囲、休憩時間の与え方を人事委員会と協議(第2項)

(改正後) 人事委員会は休憩時間を一齐に与えないことができる公署の条件を定める(第1項)

任命権者は休憩時間を一齐に与えないこととする職員の範囲、休憩時間の与え方をあらかじめ定める(第2項)

(2) 新たに条例第7条の2第5項に規定された介護を行う職員の時間外勤務の制限(いわゆる所定外労働の免除措置)について、請求の手続き等については、育児を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱いに準じて定めることとした。(第4条の5関係)

(3) 上記(2)の改正に伴い、様式の改正を行うこととした。(様式第4号関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

8 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する規定が整備されたことにより、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

新たに条例第7条の2第5項に規定された介護を行う職員の時間外勤務の制限(いわゆる所定外労働の免除措置)について、請求の手続き等については、育児を行う職員の時間外勤務の制限に係る取扱いに準じて定めることとした。(第3の6第4項関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

9 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、佐賀県職員の育児休業等に関する

条例(以下「条例」という。)が改正されたことにより、所要の改正を行う必要があるため。
改正条例案は、令和元年9月定例県議会に提出し、10月に公布済み

2 改正の内容

- (1) 条例第21条第2号において、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上で、かつ、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員」以外の非常勤職員については育児部分休業をすることができないとされたことから、育児部分休業をすることができる非常勤職員の範囲を定めることとした。(第11条の2関係)
- (2) 条例第23条において、会計年度任用職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額するとされたことから、所要の改正を行うこととした。(第13条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

10 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、常勤の職員について夏季休暇が拡充されたことに準じて、所要の改正を行う必要があるため。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)は、令和2年2月定例県議会に提案中

2 改正の内容

- (1) 夏季休暇の基準を次のとおり改めることとした。(別表第4関係)

	改正前	改正後
対象職員	・第1号会計年度任用職員のうち勤務日数が3日/週(121日/年)以上 ・第2号会計年度任用職員	<u>6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員</u> (第1号会計年度任用職員で勤務日数が47日/年以下のものは除く。)
日数	・第1号会計年度任用職員 勤務日数に応じて1~3日 ・第2号会計年度任用職員 原則連続3日	原則連続5日
期間	7月~9月	7月~10月

第1号会計年度任用職員：パートタイムの会計年度任用職員

第2号会計年度任用職員：フルタイムの会計年度任用職員

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

令和2年4月1日

11 一般任期付職員の採用承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項に基づき、一般任期付職員の採用承認申請があったことについて事務局から説明し、審査の結果、承認することを決定した。

【説明】

- ・副部長級 1名(任用予定期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年間))
- ・課長級 1名(任用予定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間))

12 休憩時間一斉付与に係る規定除外に関する任命権者協議について

休憩時間一斉付与に係る規定除外について知事から協議があり、その内容について説明し、以下の公署を休憩時間を一斉に与えないことができる職員の公署として新たに定めることとし、各任命権者に通知することを決定した。

また、知事に対し、協議内容については適当である旨回答することを決定した。

- ・玄海水産振興センター

報告事項

1 職員団体からの2020年民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で、委員長あてに提出された「2020年民間給与実態調査等に関する申し入れ」について、事務局から報告した。

2 令和2年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について

佐賀県警察本部警務部長から、令和2年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼があったことについて、事務局から概要を報告した。

3 職務に専念する義務の免除の承認について

佐賀県知事等から職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号に係る職務に専念する義務の免除の申請があり、佐賀県人事委員会の権限の一部を局長に委任する規則第2条第3号に基づき承認を行ったことについて、事務局から概要を報告した。

その他

1 行事予定について